

11 資金が必要なとき

＜共済組合＞

組合員が結婚や葬祭又は教育など日常の生活の上で、臨時の資金が必要となったとき、また、マイホームを建てるための資金が必要になったとき、資金の貸付けが受けられます。

貸付の種類		
一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合	112～3P参照
住宅貸付け	組合員が自己の用に供するため、住宅の新築等 [*] をするため資金を必要とする場合	113～6P参照
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が非常災害を受け、新築等 [*] をするため資金を必要とする場合	117～8P参照
介護構造住宅貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等 [*] をするため資金を必要とする場合	118～10P参照
教育貸付け	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（幼稚部を除く）・大学等に入学又は修学するため資金を必要とする場合	1111～12P参照
災害貸付け	非常災害を受けたため資金を必要とする場合	1112～13P参照
医療貸付け	医療を受けるため資金を必要とする場合	1113 P参照
結婚貸付け	結婚をするため資金を必要とする場合	1113～14P参照
葬祭貸付け	葬祭を行うため資金を必要とする場合	1114～15P参照
高額医療貸付け	高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合	1115 P参照
出産貸付け	出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合	1115～16P参照
特別貸付け	再任用（組合員）が臨時に資金を必要とする場合	1116～17P参照

^{*}「住宅の新築等」とは、住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のことをいいます。

・貸付けの申込みから送金まで

- 1. 申込書の締切日**
毎月25日（添付書類等が完備されていることが条件となります。）
（高額医療貸付け及び出産貸付けは常時受付し、その都度決定送金します。）
- 2. 書類の審査**
貸付申込書の記載内容及び添付書類について審査しますが、確認のために別に書類を求める場合があります。
- 3. 貸付決定（本人への通知）**
貸付けを決定したときは、翌月の10日頃に次の書類を本人へ送付します。
・貸付決定通知書
・貸付償還表
・完了報告のための用紙（住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造住宅貸付けの場合）
- 4. 貸付金の送金**
決定通知の月の27日（金融機関の休業日の場合は、前営業日）に申込人の口座へ送金します。
- 5. 早急に資金を必要とする場合**
一般財団法人青森県教職員互助会からつなぎ融資貸付を受けることができます。
この場合、互助会の会員であることが条件です。
 - (1) 提出書類
 - ① 貸付け申込金の送金時期通知書の交付について【様1119P】
 - ② 委任状【様1120P】
 - (2) 提出時期
できるだけ貸付申込書に添付してください。
※詳しくは、互助会のつなぎ融資貸付1130ページをご覧ください。

・貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が、次の項目に該当するときは貸付けを行うことができません。

1. 組合員期間による制限

貸付け申込日の属する月の末日まで引き続く組合員期間（国家公務員共済組合員期間又は他の地方公務員共済組合員期間と引き続いている場合はその期間を含む。）が6カ月未満のとき。（4月新規採用者は9月から申込みが可能となります。）

2. 償還額の制限（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）

- (1) 全貸付けの毎月償還額の合計が給料月額（教職調整額を含む。）の10分の3に相当する額を超えるとき。
- (2) 全貸付けのボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6に相当する額を超えるとき。
- (3) 当共済組合の全貸付けの償還年額（毎月償還額×12及びボーナス償還額×2）と当共済組合以外からの借入れの償還年額が、給料月額の4.8倍を超えるとき。

3. 申込時期の制限

- (1) 一般貸付け・教育貸付け・結婚貸付け・葬祭貸付けについては、支払日から概ね1カ月を超えたとき。
- (2) (1)以外の貸付けについては、支払が終わっているとき（つなぎ融資を利用した場合を除く。）。

4. 借換えの制限

一般貸付けを借換える場合は、償還中の一般貸付金を送金した月の初日から起算して、2年を経過していないとき。

5. 未償還元金と申込み金額の合計額の制限

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（以下「総額規制対象貸付」という。）については、その未償還元金の総額と申込み金額の合計が700万円を超えるとき。

6. 償還の確実性がないと認められるときの制限

- (1) 現に給与の差押えを受けているとき。
- (2) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。
- (3) 過去に貸付保険事故を起こしたことがあるとき。ただし、保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。
- (4) 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき、又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき。
- (5) 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。
- (6) 債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。

・一般貸付け

1. 貸付条件

組合員が臨時に資金を必要とするとき。

2. 内容による条件

- ・申込事由欄に購入物品名（自動車、パソコン、テレビ等）を必ず記入すること。
- ・申込事由が臨時の支出と認められないときや、購入物・支払先が不明の申込みは貸付けを行うことができません。
【例】「生活資金」・「物品購入」・「生活必需品購入」・「ローンの返済」など。

3. 貸付限度額

200万円
なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。
また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数

120回の範囲内で、申込人が選択する。
ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。
なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率

年 1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

6. 提出書類

- (1) 一般貸付申込書（様式第1号(1)）【様111 P 記111 P】
- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様111 5 P 記111 6 P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様111 27 P】
- (4) 借入状況等申出書【様111 17～17(裏) P 記111 10～10(裏) P】
- (5) 添付書類
① 直近の給与支給明細書の写し

- ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
- ③ 申込金額（借換えによる申込みの場合は、借換え後の送金額）が100万円以上の場合、必要額が確認できる次のいずれかの書類
 - ・契約書の写し
 - ・請書の写し
 - ・請求書の写し
 - ・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）
 - ・見積書の写し（この見積額で注文を受けたことについて、見積者（担当者）の証明（私印）が必要です。）

・住宅貸付け

1. 貸付条件

組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするために資金を必要とするとき。

「自己の用に供する」とは、組合員が住居として用いるという意味であり、次の場合を含みます。

- (1) 5年以内に定年退職となる者が、退職後の生活に備えて、将来住居として用いるための土地又は住宅を取得する場合
- (2) 単身赴任している組合員が、家族のために住宅を取得する場合

2. 内容による条件

- (1) 新築、土地購入等の場所は、原則として、通勤可能な地域であること。
- (2) 投資、賃貸等を目的とするものでないこと。
- (3) 原則として、貸付日より6カ月以内に新築等が完了する予定であること。
- (4) 共有名義の物件については、親族関係の有無にかかわらず貸付けの対象となります。
- (5) 組合員の配偶者、子又は父母の単独所有の建物となる場合は、所有者と組合員が同居することが要件となります。
- (6) 結婚する子供夫婦、別居する父母・弟妹等を住ませるための新築又は購入は、貸付けの対象となりません。
- (7) 店舗等の工事部分は、貸付けの対象となりません。
- (8) 土地を購入する場合は、貸付日から5年以内に住宅を建築すること。
- (9) 市街化調整区域内にある土地の購入は、原則として、貸付けの対象となりません。（開発行為許可済みのものについては対象となります。）
- (10) 太陽光発電やエコキュート等は工事を伴うものであれば貸付けの対象となります。ただし、国や自治体から補助金が出る場合はその補助金額の合計を差し引いた金額が貸付けの対象となります。

3. 貸付限度額

次に掲げる(1)又は(2)の額のうち、いずれか高い額が貸付限度額となります。

ただし、その金額が1,800万円を超えるときは1,800万円を限度とします。

- (1) 給料月額（教職調整額を含む。）に組合員期間に応じた次の月数を乗じて得た額

組合員期間	6月以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
月数	10	15	25	35	45

- (2) 申込人が申込みのときにおいて退職すると仮定したとき、受けることのできる退職手当の額（給料月額に自己都合による退職の場合の手当支給率を乗じて得た額）

勤続年数	退職手当の率	勤続年数	退職手当の率	勤続年数	退職手当の率	勤続年数	退職手当の率
1年	0.5022	13年	8.90568	25年	28.0395	37年	41.7663
2	1.0044	14	9.64224	26	29.3787	38	42.7707
3	1.5066	15	10.3788	27	30.7179	39	43.7751
4	2.0088	16	12.88143	28	32.0571	40	44.7795
5	2.511	17	14.08671	29	33.3963	41	45.7839
6	3.0132	18	15.29199	30	34.7355	42	46.7883
7	3.5154	19	16.49727	31	35.7399	43	47.709
8	4.0176	20	19.6695	32	36.7443	44	47.709
9	4.5198	21	21.3435	33	37.7487	45	47.709
10	5.022	22	23.0175	34	38.7531		
11	7.43256	23	24.6915	35	39.7575		
12	8.16912	24	26.3655	36	40.7619		

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。
また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数 360回の範囲内で、申込人が選択する。
ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。
なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率 年 1.32%（貸付保険料0.06%を含む）
※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年1.26%

6. 提出書類

- (1) 住宅貸付申込書（様式第1号(2)）【様112～2(裏)P 記113～3(裏)P】
- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様115P 記116P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏)P 記1110～10(裏)P】
- (5) 団体信用生命保険制度適用申込書（1125P参照）
希望者のみ提出してください。（用紙は支部に請求してください）
- (6) 添付書類
直近の給与支給明細書及び申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し並びに申込事由に応じた次表の書類

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（敷地の名義人が申込人以外の場合は、「工事承諾書」【様117P】も添付） ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
	・増築（10㎡以上） ・改築 ・移築	① 工事請負契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（敷地の名義人が申込人以外の場合は、「工事承諾書」【様117P】も添付） ③ 住宅の登記事項証明書 ④ 確認済証の写し ⑤ 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書 ③ 住宅の登記事項証明書（新築中で、未登記の場合は確認済証の写し） ④ 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
	修 理 （10㎡未満の増築を含む）	① 工事請負契約書の写し ② 住宅の登記事項証明書（敷地の名義人が申込人以外の場合は、「工事承諾書」【様117P】も添付） ③ 住宅の平面図（間取りの分かる図面に修理箇所を記入した図面） ④ 主な修理箇所の修理前の写真（2～4枚）
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
	土 地 付 住 宅	新 築 購 入 （建築中の住宅）
中 古 購 入 （建築済み住宅）		① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書 ③ 住宅の登記事項証明書 ④ 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
マンション購入		① 売買契約書の写し ② 住宅の登記事項証明書（新築中で、未登記の場合は確認済証の写し） ③ 住宅の平面図（間取りの分かる図面）
敷 地	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書 ③ 住宅新築工事に係る誓約書【様118P】
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅新築工事に係る誓約書【様118P】
地	補 修	① 工事請負契約書の写し ② 主な補修箇所の図面及び写真（2～4枚） ③ 敷地の登記事項証明書（敷地の名義人が申込人以外の場合は、「工事承諾書」【様117P】も添付） ④ 市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（非常災害により損害を受けたときに限る。）
他 共 済 へ の 返 済		前共済組合が発行した貸付金残高証明書（写し不可）

(7) 添付書類の特例

- ① 前記のほか、支部長が必要と認めた書類がある場合には、その書類を添付しなければなりません。
- ② 同一物件について、夫婦又は親子で貸付けを申込みときは、どちらか一方の添付書類を省略できます。
- ③ 非常災害による住宅貸付けの特例を受ける申込みには、市町村長、警察署長又は消防署長等が発行する災害証明書を添付すること
- ④ 住宅供給公社等から土地又は住宅を購入するときは、売買契約書（写し）又は譲渡予定証明書（写し）及びパンフレット（概要説明、平面図、価格表等が記載されたもの）を添付すること

(8) 添付書類に関する留意事項

添付書類	留意事項
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日前3月以内に交付された登記事項証明書の原本とすること ・ 土地の登記事項証明書に記載されている地目が田又は畑の場合は、農地転用許可書（写し）を併せて添付すること [この場合、転用者（譲受人）と建築主は、原則として、同一人であること]
確認済証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内で工事する場合は、確認済証（写し）とすること ・ 都市計画区域外で工事する場合は、市町村から建築工事届の受理証明書を受け、その写しを添付すること
売買契約書 工事請負契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込前6カ月以内に契約したもので、収入印紙が貼付されていること ・ 売主（請負者）に対する代金支払日については、「共済組合から融資を受けた日から〇日以内に支払う」というように、ゆとりをもった契約をすること ・ 購入物件の持主と売主の名義が異なる場合は、持主が売主に売渡した売買契約書（写し）又は持主が売主に売渡しを委託した委任状（写し）若しくは販売委託契約書（写し）等を添付すること
住宅の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、確認申請書に添付したものと同一の図面とし、部屋等の間取りがわかるもの ・ 増改築又は修理をする場合は、工事部分だけでなく、建物全体が記入され、かつ、工事前の状況と工事後の状況が比較できるもの
工事承諾書 【様Ⅱ7P】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地（住宅）の登記人が申込者（配偶者を含む）以外の場合（申込者（配偶者を含む）が、他の登記人と持分登記している場合を含む）に提出すること
住宅新築工事に係る誓約書 【様Ⅱ8P】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内に住宅を新築することを条件に、土地の購入又は借入れのため貸付を受けるときに提出すること

7. 貸付金借受け後の報告義務

(1) 完了報告書

住宅の新築等が完了したときは、貸付決定時に送付された「完了報告書」に次の書類を添付して、貸付月の翌月から6カ月以内に提出してください。

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	新 増 改 移 購 入	築 築 築 築 入 所有権保存登記後の登記事項証明書の原本
	修 理	領収書の写し及び主な修理箇所の写真2～4枚
	借 入 れ	領収書の写し
土 地 付 き 住 宅	新 築・中 古購 入	所有権移転登記後の建物及び土地の登記事項証明書の原本
	マ ン シ ョ ン 購 入	所有権移転登記後の建物の登記事項証明書の原本
敷 地	購 入	所有権移転登記後の土地の登記事項証明書の原本
	借 入 れ	領収書の写し
	補 修	領収書の写し及び主な補修箇所の写真2～4枚
他 共 済 へ の 返 済		領収書の写し

- ・ 県住宅供給公社又は地方公共団体から購入したときは、公社等が発行した領収証書（写し）のみを添付して差し支えありません。
- ・ 土地区画整理事業に係る保留地を購入したときは、事業組合が発行した保留地引渡証（写し）を添付してください。

(2) 完了報告遅延届書

購入又は工事の完了が申込書に記載した購入又は工事完了予定日より遅れる場合には、完了報告遅延届書【様式9P】を提出してください。

(3) 住宅の建築報告書

土地購入のための貸付けは、5年以内にその土地に住宅を新築することを条件としています。この場合で住宅を新築したときは、貸付決定時に送付された「完了報告書」に新築した建物の登記事項証明書の原本を添付して提出してください。

8. 借受中の物件に対する行為の制限

住宅貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了するまで、貸付けに係る不動産について次の行為をしてはなりません。これらの行為をしたときは、直ちに未償還元利金を返済することになります。

- (1) 不動産の全部又は一部を他に譲渡又は貸付けすること
- (2) 不動産の価値を明らかに減少させる恐れのある行為をすること

・住宅災害貸付け

1. 貸付条件

組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により1/5以上又はこれと同程度の損害を受け、新築、増改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするため資金を必要とするとき。

申込期限は、原則災害を受けた日の翌日から1年以内（激甚災害の場合は、激甚災害期間終了後3年以内）です。

2. 内容による条件 住宅貸付けに同じです。

3. 貸付限度額 住宅貸付けの限度額の2倍に相当する金額とし、1,900万円を限度とします。
なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。
また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数 360回の範囲内で、申込人が選択する。
ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。
なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率 年0.99%（貸付金保険料0.06%を含む）
※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年0.93%

6. 提出書類

- (1) 住宅災害貸付申込書（様式第1号(2)）【様112～2(裏)P 記113～3(裏)P】
- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様115P 記116P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏)P 記1110～10(裏)P】
- (5) 団体信用生命保険制度適用申込書（1125～26P参照）
希望者のみ提出してください。（用紙は支部に請求してください。）
- (6) 添付書類
 - ① 直近の給与支給明細書の写し
 - ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
 - ③ 住宅貸付けに準じた添付書類の他、市町村、警察署、消防署等発行のり災証明書。なお、申込み同時期に短期給付の災害見舞金を請求している場合はその請求書に添付した証明書の写しでよい。

7. 留意事項

- (1) 「組合員が自己の用に供している」とは、組合員が住居として現に用いている又は用いようとしている（建築中）ことをいいます。
- (2) 次のような場合も貸付事由に該当します。
非常災害により住宅及び敷地が崩壊し、修復が不可能なため
 - ① 土地付き住宅を購入又は賃貸借契約により住宅（貸家）等を借入する場合
 - ② 敷地を購入する場合
- (3) 「1/5程度の損害」とは、次のいずれかの損害程度の場合をいいます。
 - ① 損害資産／総資産 = 1/5以上
 - ② 損害面積／総面積 = 1/5以上

8. その他

災害部分に係る書類以外については、すべて「住宅貸付け」に係る書類に準じます。

また、住宅貸付けと同様、「貸付金借受け後の報告義務」及び「借受中の物件に対する行為の制限」があります。(Ⅲ5～6 P参照)

9. 借換え等

(1) 住宅災害貸付けを借受けている者に対し、更に、住宅災害貸付けを行うときは、借換えとなります。借受け中の住宅災害貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差引いて貸付けを行います。

(2) 住宅貸付けを借受けている者に対し住宅災害貸付けを行うときは、借換えとなります。

この場合、借受け中の住宅貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差引いて、住宅災害貸付けとして貸付けを行います。

(3) 住宅災害貸付けを借受けている者に対し住宅貸付けを行う場合は、別貸付けとなります。

この場合の貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した額となり、住宅災害貸付けの未償還元利金を差引いた額の範囲内で貸付けを行うこととなります。

(4) 非常災害により住宅に損害を受け、損害の程度が住宅災害貸付けの貸付事由である1/5程度の損害に至らない場合の貸付けは、住宅貸付けとして貸付けを行うこととなります。

この場合の貸付限度額は、住宅貸付けにおける貸付限度額の1.5倍に相当する金額とし、1,800万円を限度とします。

・介護構造部分に係る住宅貸付け

1. 貸付条件

要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）を新築等するとき（既存住宅を改修する場合を含む）。

当該貸付けは、要介護者の有無を要件としていないので、申込み時に要介護者がいない場合でも申込みできます。

介護構造部分に係る貸付けについては、それ以外の部分（「住宅貸付け」になります。）とは別貸付けになります。（介護構造部分に係る貸付けのみの申込みもできます。）

2. 内容による条件 住宅貸付けに同じです。

3. 貸付限度額 300万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数 360回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内であること。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率 年1.06%（貸付金保険料0.06%を含む）

※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年1.0%

6. 提出書類

(1) 介護住宅貸付申込書（様式第1号(2)）【様Ⅲ2～2(裏)P 記Ⅲ3～3(裏)P】

(2) 貸付借用証書（様式第3号(2)）【様Ⅲ5P】

(3) 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書【様Ⅲ10P】

(4) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様Ⅲ27P】

(5) 借入状況等申出書【様Ⅲ17～17(裏)P 記Ⅲ10～10(裏)P】

(6) 団体信用生命保険制度適用申込書（Ⅱ25～26P参照）
希望者のみ提出してください。（用紙は支部に請求してください。）

(7) 添付書類

- ① 直近の給与支給明細書の写し
- ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
- ③ 住宅貸付けに準じた添付書類（住宅貸付け又は住宅災害貸付けと同時申込の場合は省略可。）
- ④ 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる次の書類
 - ・当該箇所がわかる住宅の平面図
 - ・工事費用見積書又はこれに相当する書類※住宅金融支援機構の「バリアフリータイプ」に適合又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類により、上記の確認書類に代えることができる。

7. 要介護者に配慮した構造

次の(1)又は(2)に掲げる基準例による。

- (1) 介護対応構造工事（Ⅱ10P参照）
- (2) 介護機器の設置
 - ・ホームエレベーター
 - ・天井走行リフト
 - ・階段昇降機

8. その他

住宅貸付けと同様、「貸付金借受け後の報告義務」及び「借受中の物件に対する行為の制限」があります。（Ⅱ5～6P参照）

介護対応構造工事

玄 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ すわって靴を履き替えることなど考え、余裕のある広さにする。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 床は滑りにくい仕上材を使用する。
要介護者の 部屋・居間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝室スペースと居間のスペースに分けられることが望ましい。 ・ 寝室スペースは昼間ベット利用のために、また、居間スペースは昼間の活動や友人とのつき合い、病気になったときの看護者の就寝などのために確保したい。 ・ できれば1階とし、直接戸外に出られるとよい。階段の昇降の困難、庭いじりを好むこと、非常時の避難を考慮して。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
寝 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベットの配置がしやすいよう計画する。 ・ 枕元近くにスイッチを設け、電気を一括して消せるようにする。また、ブザーやインターホンなどを設置するとよい。 ・ 枕元に物を置けるように配慮する。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
食 事 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は大きな楽しみとなるので、ゆったりと落ち着いて食事できるよう配慮すること。人数を考慮した広さとする。 ・ イス座とユカ座を足腰の状態や好みで選べるとよい。座ったままで手の届く範囲に、食器や調味料などが置ける収納があるとよい。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 常夜灯をつけるとよい。とくに寝室と便所の間に必要。 ・ 三路スイッチを活用する。
階 段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面18cm以上、蹴上げ22cm以下とし、勾配をゆるくする。 ・ 路面は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを連続的につける。できるだけ両側に。 ・ 段鼻が出ているとつまずきやすい。蹴込み板がないと滑ったり不安感を持つので避けたい。 ・ 踊場のある階段がよく、まわり階段やらせん階段は望ましくない。 ・ 2以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。 ・ 足元が暗がりにならないよう、フットライトを設ける。
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝室の近くに設ける。 ・ 腰かけ式便器とする。 ・ 動作のしやすさや介助が必要なときを考え、広めのスペースをとりたい。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 暖房が必要である。 ・ コンセントを設ける。 ・ 扉は外開きか引戸とし、外から開錠できるようにしておく。 ・ 非常用のブザーをつける。 ・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。
浴室・脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要なときを考え、広めにしたい。 ・ 浴槽は埋め込み型をする。また、浴槽の縁を広くしたり、浴槽に連続する台を設けて腰かけてから入れるようにするとよい。 ・ 床面から浴槽の縁までの高さは、30cm以上50cm以下とする。 ・ 浴槽の出入りのための立ち上がり棒や、浴槽壁面の手すりをつける。 ・ 床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ ハンドシャワーをつけるとよい。 ・ 転倒したときに危険な突出部、鋭角部のないようにする。 ・ 扉は外開きか引戸とし、転倒したときにガラスで怪我をしないように少なくとも腰高までは普通ガラスを避け、強化ガラス、アクリル板等の使用が望ましい。 ・ 非常用のブザーをつけることが望ましい。 ・ 脱衣室は、いすに座って脱ぎ着できるよう十分なスペースをとっておく。 ・ 浴室との急激な温度差を避けるため、脱衣室も暖房する。
洗 面 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面器は、体を支えても大丈夫なように堅固に取り付ける。 ・ 水栓コックは操作しやすいもの（レバー式）がよい。 ・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。 ・ コンセントを設ける。

・教育貸付け

1. 貸付条件

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、若しくは兄弟姉妹が学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に入学又は修学するため資金を必要とするとき。

2. 内容による条件等

(1) 外国の教育機関

入学、修学又は受講する課程の修業年限が3年以上あり、かつ、正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関

(2) 対象とならない学校

- ・学校教育法で規定する専修学校、専門学校として認可されていない当該学校
- ・入学、修学又は受講する課程の修業年限が1年未満の教育機関

(3) 入学、修学に必要なと認める費用（貸付日から1年以内に必要とする費用）

- ・学校に納入する入学金、授業料、その他の諸経費
- ・学校指定物品の購入費（制服、履物、書籍、パソコン、義務的な寄付金）
- ・入学時に一時的に発生する経費（マンション・アパート等入居時の敷金、礼金、家具購入費（机、ベッド、パソコン、照明器具等））
- ・修学中に発生する住居費（アパート家賃、下宿代等）、通学のための交通費（通学定期券代等）
- ・償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え費用も貸付の対象とします。

(4) 貸付けの対象とならない費用

- ・日常生活費
光熱費・食費・衣料費・通信費・医療費・遊興費・耐久消費財購入費等
- ・受験（準備）費用
交通費・ホテル等滞在費・受験料・短期の予備校授業料

(5) 貸付申込期限の特例

学校等への支払い後の貸付けの申込みも認めることとし、申込期限は支払日から1カ月以内とする。

3. 貸付限度額 550万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

※他の教育ローン等の借換えについては、返済に必要な金額を1円単位で貸付けを行い、借換え時に新たに必要となる学費等を上乘せする場合には新たに必要となる金額を10万単位とし、返済にも必要な金額（1円単位）と合算します。

4. 償還回数 250回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率 年 1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年1.26%

6. 提出書類

- (1) 教育貸付申込書（様式第1号(1)）【様11 P 記11 P】

- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様115 P 記114 P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127 P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏) P 記118～8(裏) P】
- (5) 教育貸付に係る必要経費内訳書【様1112 P】
- (6) 団体信用生命保険制度適用申込書（1125 P 参照）
希望者のみ提出してください。（用紙は支部に請求してください。）
- (7) 添付書類
 - ① 直近の給与支給明細書の写し
 - ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
 - ③ 入学又は修学の事実を証明することのできる書類（合格通知書(写)、入学通知書(写)、在学証明書(原本)等）
なお、外国の教育機関の場合、上記2の(1)に該当することを証明できる書類（日本語の翻訳文を添付）【様1111 P】
 - ④ 必要額が確認できる書類
 - ア 入学金、授業料については、必要額及び納付期限日が確認できる納付書の写し、納付の通知書の写し等
 - イ その他諸経費等については、次のいずれかの書類
 - ・ 納付書等の写し
 - ・ 契約書の写し
 - ・ 請書の写し
 - ・ 請求書の写し
 - ・ 領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）
 - ・ 見積書の写し（この見積額で注文を受けたことについて、見積者(担当者)の証明(私印)が必要です。）
 - ・ 納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
 - ウ 教育ローン等の借換えについては、民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書又は、償還表の写し及び過去3カ月の返済が確認できる通帳の写し等

・災害貸付け

1. 貸付条件

組合員又はその被扶養者が水・震・火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき。

2. 申込期限

り災後3カ月以内

3. 貸付限度額

200万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数

120回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率

年 0.99%（貸付金保険料0.06%を含む）

6. 提出書類

- (1) 災害貸付申込書（様式第1号(1)）【様111 P 記111 P】
- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様115 P 記116 P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127 P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏) P 記1110～10(裏) P】
- (5) 添付書類
 - ① 直近の給与支給明細書の写し

- ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
- ③ 所轄官公署（市町村、警察署、消防署）が発行するり災証明書等（被害の内容が明記されていること。）

なお、当共済組合に災害見舞金を請求し、受理されている場合は不要です。ただし、その旨明記のこと。

・医療貸付け

1. 貸付条件

組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹、若しくは父母（義父母）が医療を受けるため資金を必要とするとき。

2. 貸付限度額

120万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

3. 償還回数

110回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

4. 貸付利率

年 1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

5. 提出書類

(1) 医療貸付申込書（様式第1号(1)）【様11 1 P 記11 1 P】

(2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様11 5 P 記11 6 P】

(3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様11 27 P】

(4) 借入状況等申出書【様11 17～17(裏) P 記11 10～10(裏) P】

(5) 添付書類

① 直近の給与支給明細書の写し

② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し

③ 医師の診断書又は医療機関の証明書

・結婚貸付け

1. 貸付条件

組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき。

2. 申込期限

結婚前6カ月から結婚後6カ月まで（ただし、支払日から1カ月以内。）

3. 貸付限度額

200万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数

120回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率

年 1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

6. 提出書類

(1) 結婚貸付申込書（様式第1号(1)）【様11 1 P 記11 1 P】

(2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様11 5 P 記11 6 P】

- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏)P 記1110～10(裏)P】
- (5) 結婚の事実を証明できる書類
結婚前 式場の予約の証明となる書類、披露宴の案内の写し、仲人の証明等。
結婚後 戸籍の抄本（原本）
- (6) 添付書類
 - ① 直近の給与支給明細書の写し
 - ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
 - ③ 必要額が確認できる次のいずれかの書類
 - ・契約書の写し
 - ・請書の写し
 - ・請求書の写し
 - ・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）
 - ・見積書の写し（この見積額で注文を受けたことについて、見積者（担当者）の証明（私印）が必要です。）

・葬祭貸付け

1. 貸付条件

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（義父母）の葬祭を行うため資金を必要とするとき。（平成8年7月1日以後の死亡を事由として行う葬祭を対象とする。）

2. 申込期限

- ・死亡日から2カ月以内に行われる葬儀又は法事等の場合は、実施日から1カ月以内。
- ・墓地・墓石の取得等の場合は、その取得又は購入日前であること。

3. 貸付限度額 200万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位・ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4. 償還回数 120回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5. 貸付利率 年 1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

6. 提出書類

- (1) 葬祭貸付申込書（様式第1号(1)）【様111P 記111P】
- (2) 貸付借用証書（様式第3号(1)）【様115P 記116P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117～17(裏)P 記1110～10(裏)P】
- (5) 添付書類
 - ① 直近の給与支給明細書の写し
 - ② 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
 - ③ 死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）
 - ④ 葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類、墓地・墓石等の購入日を確認できる書類
 - ⑤ 必要額が確認できる次のいずれかの書類
 - ・契約書の写し
 - ・請書の写し
 - ・請求書の写し
 - ・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）

・高額医療貸付け

1. 貸付条件

組合員（再任用組合員、任意継続組合員を含む）又は被扶養者が、高額療養費の支給対象となる療養に係る支払のため、資金を必要とするとき。

2. 貸付限度額

高額療養費の額（1,000円未満切捨て）

※高額療養費の給付事由及び算定等については㊦3～4ページを参照してください。

3. 送金

申込書を受理した日から、原則として10日以内に送金します。

4. 貸付金利息 なし

5. 償還

共済組合の給付する高額療養費から貸付金相当額を控除します。

6. 提出書類

(1) 高額医療貸付申込書（様式第1号(3)）【様114P 記115P】

(2) 貸付借用証書（様式第3号(3)）【様116P 記117P】

(3) 高額医療貸付金控除依頼書（支部様式第7-1号）【様1121P】

(4) 添付書類

- ① 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し
- ② 保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写し

・出産貸付け

1. 貸付条件

組合員（再任用組合員、任意継続組合員を含む。）が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき。

2. 貸付対象者

出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 貸付日が出産予定日まで2カ月以内（多胎妊娠の場合は4カ月以内。以下同じ。）の組合員又は貸付日が出産予定日まで2カ月以内の被扶養者を有する組合員

(2) 妊娠4カ月以上の組合員又は妊娠4カ月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は人工中絶により医療機関等に一時的に支払いが必要になった者

（注）妊娠4カ月以上とは、受胎から分娩予定日までの280日の標準日数を10等分して定められる妊娠月数の3カ月目（84日）を経過し、4カ月目（85日）に入った以後をいう。

3. 貸付限度額

(1) 貸付金の額は1,000円を単位とし、50万円の範囲内。

なお、多胎の場合の貸付限度額は50万円に胎児の数を乗じて得た額の範囲内となります。また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下での出産（死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る。）でない場合、出産費等は50万円未満となりますが、貸付限度額は50万円です。

4. 医療機関に対する出産費等の直接支払制度の実施に伴う出産貸付けの取扱い

(1) 出産貸付けの希望者は、次に掲げる事項に注意してください。（直接支払制度の適用を受けるかどうかの選択は、組合員の判断によることとされています。）

- ① 出産貸付けは、他の貸付けのように給与から償還金を控除するのではなく、借受人に支給される出産費等の給付金から償還金を控除する方法を採用しているため、出産費等が借受人に直接支給されない直接支払制度の適用者は、出産貸付けを受けることができません。
- ② 出産貸付けを受けた後に直接支払制度の適用を受けたことが確認された場合には、出産貸付け金の即時償還が必要となります。(退職後の出産により出産費等が支給されないこととなった場合も同様です。)

(2) 直接支払制度の適用を受けない者に対しては、出産貸付けを行います。

5. 送 金

申込書を受理した日から、原則として10日以内に送金します。

6. 貸付金利息 なし

7. 償 還

共済組合の給付する出産費等から貸付金相当額を控除します。

8. 提出書類

- (1) 出産貸付申込書(様式第1号(4))【様113P 記114P】
- (2) 貸付借用証書(様式第3号(3))【様116P】
- (3) 出産貸付金控除依頼書(支部様式第7-2号)【様1113P】
- (4) 添付書類
 - ① 申込人名義の預金通帳の表紙(支店番号・口座番号が記載されたもの)の写し
 - ② [2の(1)による場合]
 - ア 母子健康手帳の写し(表紙部分)
 - イ 出産予定日まで2カ月以内であることを証明する書類【様1114P】
(注) 病院所定の様式による出産(分娩)予定日証明書等でも可とする。
 - ③ [2の(2)による場合]
 - ア 母子健康手帳の写し(表紙部分)
 - イ 妊娠4カ月以上であることを証明する書類【様1114P】
(注) 病院所定の様式による出産(分娩)予定日証明書等でも可とする。
 - ウ 医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し

・特別貸付け

1. 貸付条件

再任用組合員等が臨時に資金を必要とするとき。

2. 貸付限度額

給料月額 \times 10分の3に相当する額に残任期月数(貸付月の翌月から任期終了月まで)を乗じた額(10万円単位)。ただし、その金額が200万円を超えるときは、200万円を限度とします。

また、毎月償還のみで、ボーナス併用償還はありません。

3. 償還回数 残任期月数の範囲内

4. 貸付利率 年 1.32%(貸付金保険料0.06%を含む)

5. 提出書類

- (1) 特別貸付申込書(様式第1号(1))【様111P 記111P】
- (2) 貸付借用証書(様式第3号(1))【様115P 記116P】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】
- (4) 借入状況等申出書【様1117~17(裏)P 記1110~10(裏)P】
- (5) 添付書類
一般貸付けに同じ

6. 定年退職時の未償還元金

- (1) 既貸付けを償還中の者が再任用制度により定年退職後も引き続き組合員資格を有することとなる場合でも、退職手当（これに相当する手当を含む。以下「退職手当等」という。）から未償還元金を全額控除します。
- (2) 再任用者が、退職手当等が支給される前に特別貸付けを受けているときは、特別貸付けに係る未償還元金については、当該退職手当等から控除を行いません。

・利息の計算

利息は、貸付けした月の翌月1日から、1カ月を単位として計算します。
また、期間が1カ月に満たない場合であっても、1カ月として計算します。

・毎月償還金・ボーナス償還金の計算

インターネット上で、貸付償還のシミュレーションができます。

アドレス：<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/shisan/kariire/kariire1.php>で公立学校共済組合ホームページの「貸付シミュレーション」です。

また、支部ではFAXで、新規貸付け、借換貸付け及び一部繰上償還の試算を受け付けています。

償還額の試算は、借換後の送金額、繰上後の償還額の試算についてFAXで回答（回答先は所属所又は自宅）します。FAXの様式は様式集の1122Pにあります。

・一部繰上償還について

未償還元金又は猶予した償還金の一部を繰上げて償還する方法です。

一部繰上償還を希望する借受人は、「一部繰上償還申出書」【様115P 記118P】を償還しようとする月の前月の25日まで（12月に繰上償還する場合は11月8日まで）に提出してください。

なお、貸付システムの処理上、11月の繰上償還はできません。

申し出により「振込依頼書」を送付しますので、期限までに納付してください。納期限を過ぎてからの入金や入金額が振込依頼書の額より少ない場合は、繰上償還扱いにはなりません。

繰上償還に係るスケジュールについては、次ページを参照してください。

(1) 「毎月償還」の場合

- ① 繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還の対象となるので、一部繰上償還する月の給与からは通常どおり定期償還分が控除されます。
- ② 一部繰上償還ができる金額は10万円以上です。（1円単位）
育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その残額を加えて償還することになります。
- ③ 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月における定期償還後の残回数範囲内で希望する回数となります。

[例] 償還回数を当初120回で設定し、40回目で一部繰上償還した場合

新たに、80回（120回－40回）の範囲内で償還回数を決めることとなります。

- ④ 一部繰上償還後の1回当たりの償還額
繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記③により決めた回数に応じた賦金率を乗じて得た額となります。（繰上償還の翌月から新たな定期償還が始まることとなります。）

(2) 「ボーナス併用償還」の場合

- ① 一部繰上償還ができる金額は毎月償還分と合わせて20万円以上（1円単位）であり、その金額の1/2以上をボーナス償還額に充てることとなります。
育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その残額を加えて償還することとなります。

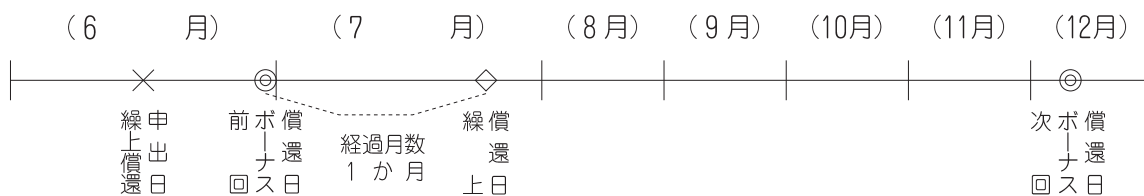
- ② ボーナス償還分に係る繰上償還額については、前回ボーナス償還時から繰上償還時までの月数に応じた経過利息を控除した後の額が、元金返済に充てられます。

$$\begin{array}{l} \text{前回ボーナス償還} \\ \text{後の未償還元金} \end{array} \times \text{月利 } 0.0011 \times \text{経過月数} = \text{経過利息(円未満切捨て)} \\ \text{(年利 } 1.32\% \div 12)$$

[例] ボーナス償還分として7月に20万円を一部繰上償還する場合

6月(前回)ボーナス償還後の未償還元金が3,456,789円とした場合

- ③ 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還時における償還残回数の範囲内で希望する回数となります。ただし、一部繰上償還後の毎月償還の範囲内です。



$$\begin{array}{l} \text{繰上償還による元金返済額} = 200,000\text{円} - \{3,456,789\text{円} \times 0.0011 \times 1\} = 196,197\text{円} \\ \text{繰上償還後の未償還元金} = 3,456,789 - 196,197 = 3,260,592\text{円} \end{array}$$

- ④ 一部繰上償還後の1回当たりの償還額
前記(1)④の場合と同様に計算します。
- (3) 猶予した償還金のみ一部繰上償還する場合
- ① 一部繰上償還ができる金額は10万円以上、1円単位で、猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍となります。
 - ② 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還する直前の未償還回数から、①の整数倍の数字を引いた回数となります。

・全額繰上償還について

未償還元金又は猶予した償還金の残額を一括して返済する方法です。

全額繰上償還を希望する借受人は、「全額繰上償還申出書」【様①①16P 記①①7P】を償還しようとする月の前月の25日まで(12月に繰上償還する場合は11月8日まで)に提出してください。

なお、貸付システムの処理上、11月の繰上償還はできません。

申し出により「振込依頼書」を送付しますので、期限までに納付してください。納期限を過ぎてからの入金や入金額が振込依頼書の額より少ない場合は、繰上償還扱いにはなりません。

- (1) 「毎月償還」の場合

繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還の対象となるので、全額繰上償還する月の給与からは通常どおり定期償還分が控除されます。

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その残額を加えて償還することになります。

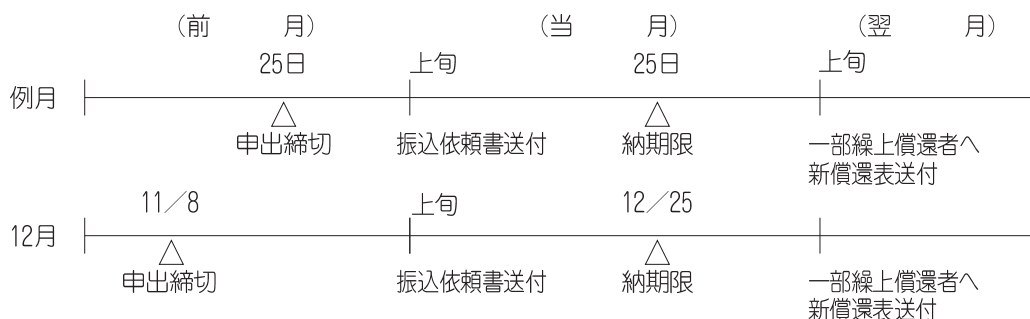
- (2) 「ボーナス併用償還」の場合

① 毎月償還分については前記(1)と同様です。

② ボーナス償還に係る繰上償還額には、前回ボーナス償還時の未償還元金残額に繰上償還時までの月数に応じた経過利息が加算されます。

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その残額を加えて償還することになります。

・繰上償還スケジュール



・即時償還について

次に該当したときは、直ちに未償還元利金を償還することになります。

(1) 組合員の資格を喪失したとき。

- ① 退職手当金が支給される時は、退職手当金から未償還元利金を控除します。
- ② 他の共済組合へ転出したときは、新しく所属する共済組合で返済資金の貸付けを受け、未償還元利金を償還することができます。

ただし、転出先が地方職員共済組合青森県支部、警察共済組合青森県支部又は青森県市町村職員共済組合の場合は、5年以内に公立学校共済組合の組合員として復帰する可能性があることを条件に、即時償還は行わず、継続して公立学校共済組合の償還金を給与から控除することもできます。

また、国家公務員共済組合への転出で、団体信用生命保険に加入している貸付を有する場合は、個人払いにより、当共済組合への償還を継続することができます。

なお、5年経過後、公立学校共済組合へ復帰しなかったときは、その時点で全額を償還することになります。

- ③ 公立学校共済組合の他の支部へ異動したときは、新たな支部で償還を続けます。

(2) 貸付けの申込み内容に偽りのあることが認められたとき。

(3) 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けについて、貸付申込書に記載した完了予定日より工事等が遅延し、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。

(4) その他貸付規程に違反したとき。

・休業・休職に伴う償還金について

1. 償還猶予の特例

次に該当するときは、償還を猶予することができます。

- ① 住宅貸付け、住宅災害貸付け、又は介護構造部分に係る貸付けについては、住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。

猶予期間：申し出のあった日の属する月の翌月から12カ月の範囲内。

- ② 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき。

猶予期間：育児休業期間の範囲内。

- ③ 育児・介護休業法第61条第6項において準用する同条第3項の規定による介護休業を取得したとき。

猶予期間：介護休業期間の範囲内。（引き続き1カ月以上の介護休業期間の場合に限る。）

- ④ 疾病により無給休職となったとき。

猶予期間：無給休職の期間の範囲内。

ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は対象となりません。

なお、傷病手当金及び同附加金からの償還金の控除を申し出ることができます。「償還金控除依頼書」【様1124P】を提出してください。

⑤ 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき。

猶予期間：配偶者同行休業の範囲内。

2. 手続方法

償還猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」【様118P】に所要事項を記入し、猶予を希望する月の前月の末日までに提出してください。

期限内に猶予の申出書が提出されないときは猶予の扱いができません。この場合、振込依頼書を送付しますので、期限までに納付してもらうことになります。

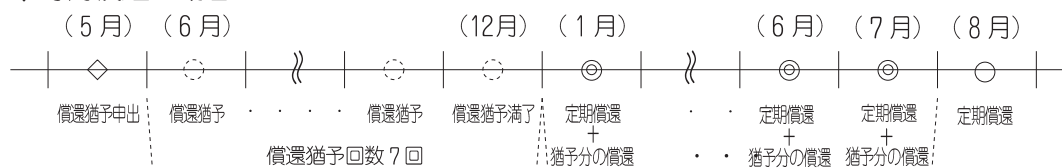
3. 猶予期間中の償還金の扱い

猶予された償還金については、猶予に係る利息は発生しません。原則として、猶予期間が終わった月の翌月（ボーナス償還の場合は直近のボーナス支給月）から、猶予された償還回数により均等割した金額を定期償還分と併せて返済することになります。したがって、当該月の償還金は通常の定期償還額の2倍となります。

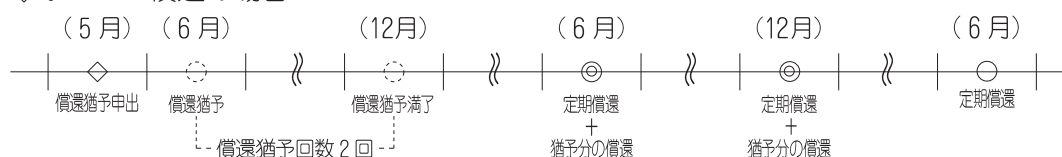
なお、猶予された償還金の全額を1回で返済することもできますが、この場合の返済期限は均等額によることとしたときの返済期間内となります。

また、繰上償還もできます。（117～19P参照）

【例】 ◇毎月償還の場合



◇ボーナス償還の場合



4. 償還猶予を希望しない場合

償還の猶予を希望しない場合は、「休職中の貸付金償還届」【様1125P】に所要事項を記入し、休職する月の前月の末日までに提出してください。毎月、振込依頼書を送付しますので、期限までに納付してください。

・転入・転出に伴う貸付金の取扱いについて

1. 転入者の貸付金

異動により、他の共済組合（国家公務員共済組合・地方職員共済組合・警察共済組合・市町村職員共済組合・東京都職員共済組合・指定都市職員共済組合・都市職員共済組合）から引き続き公立学校共済組合青森支部の組合員になった場合、元の共済組合の貸付金は、全額元の共済組合へ返済することになりますが、これに要する資金を公立学校共済組合青森支部から借り受けることができます。

(1) 貸付けの申込みから送金まで

① 申込書の締切日

毎月20日（添付書類が完備されていることが条件となります。）

② 書類の審査

貸付申込書の記載内容及び添付書類について審査します。

③ 貸付決定（本人への通知）

貸付けを決定次第、次の書類を本人へ送付します。

・貸付決定通知書

・貸付償還表（当月決定、当月送金の際は翌月に送付します。）

・完了報告のための用紙（住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造住宅貸付けの場合で、当月決定、当月送金のときは翌月に送付します。）

④ 貸付金の送金

決定通知の月の27日（金融機関の休業日の場合は前営業日）に申込人の口座へ送金します。

※青森県市町村職員共済組合からの転入者の貸付金の送金の特例

申込人が承諾することにより、当共済組合から直接青森県市町村職員共済組合に送金することができます。

この場合、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」【様1126P】の提出が必要となります。

(2) 貸付けの申込み

① 貸付けの種別

元の共済組合からの貸付金の貸付種別ごとに当共済組合の貸付種別に合わせて申し込むこと。

② 貸付限度額

元の共済組合が発行した「貸付金残高証明書」に記載の未償還元金及び経過利息の合計額（1円単位）まで貸付けます。

※申込金額は証明額以下の金額でも申し込めます。

申込金額は1円単位で申込人が決定します。

ただし、ボーナス償還分は50万円単位で申込金額の2分の1以内でなければなりません。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

③ 償還回数

毎月償還分は貸付申込種別ごとの範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内で選択する。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

④ 貸付利率

各貸付申込種別ごとの利率

⑤ 提出書類

・各貸付種別ごとの申込書

・各貸付種別ごとの借用証書

・貸付事業における個人情報に関する同意書【様1127P】

・借入状況等申告書【様1117～17(裏)P 記1110～10(裏)P】

・組合員貸付金の交付に関する承諾書（青森県市町村職員共済組合からの転入者で、当該共済組合への直接送金を希望する者に限る。）【様1126P】

・添付書類

① 元の共済組合が発行する「貸付金残高証明書」（原本を添付）

② 直近の給与支給明細書の写し

③ 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し

2. 転出者の貸付金

定期異動により、引き続き他の共済組合（国家公務員共済組合・地方職員共済組合・警察共済組合・市町村職員共済組合・東京都職員共済組合・指定都市職員共済組合・都市職員共済組合）の組合員になった場合、当共済組合の貸付金は、全額返済しなければなりません。これに要する資金を転出先の共済組合から借り受けることができます。

この借受けに要する「貸付金残高証明書」を3月末に交付します。

※地方職員共済組合青森県支部、警察共済組合青森県支部及び青森県市町村職員共済組合への転出の場合は、5年以内に当共済組合に復帰する可能性があることを条件に、引き続き当共済組合へ償還することができます。ただし、5年経過後、復帰しなかったときは、その時点で全額を償還することになります。

※青森県市町村職員共済組合への転出者の場合は、当支部への転入者の取扱いと同様に、青森県市町村職員共済組合から当共済組合へ、直接送金することができます。

※国家公務員共済組合への転出者で、団体信用生命保険に加入中の貸付金（住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け、教育貸付け）を有する場合は、毎月払込書による個人払いで当共済組合への償還を継続することができます。ただし、概ね5年以内に当共済組合に再度転入することが、見込まれる場合に限りです。

・住宅借入金等特別控除に係る年末残高等証明書について

家屋の新築、購入、増改築のために貸付けを受け、一定の条件を満たした場合には、所得税が軽減されます。これを住宅借入金等特別控除といい、この控除を受けるためには、共済組合発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要となります。

なお、この証明書は、毎年10月下旬に各所属所を通じて交付します。また、当該年の1月から12月までに借り受け、居住を開始した者については、1月下旬に各所属所を通じて交付します。

1. 交付対象者

(1) 家屋の新築、購入、増改築のために、一般貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けを受け、居住を開始した者。

また、土地購入のために上記貸付けを借り受け、土地購入後2年以内にその土地に住宅を建築し、居住を開始した者。

(2) 償還期間が10年以上（120回以上）であること。

(3) 住宅建築に係る「完了報告書」が提出されていること。

2. 控除の申告時期

(1) 貸付けを受け居住を開始した年（初回）→ 確定申告（税務署）

(2) 2回目以降 → 年末調整（給与支給機関）

※控除についての詳細は、税務署へお問い合わせください。

・貸付償還表の再発行について

各貸付金の償還表は、貸付時、一部繰上償還後又は貸付利率に変動があった場合に発行していますが、償還中の借受人の申出により再発行します。

(1) 依頼方法

氏名・職員番号・所属所名・貸付の種別・交付方法を、電話（017-734-9912）又はFAX（017-734-8276）で、共済企画・保健グループ 貸付担当まで連絡ください。

(2) 交付（送付）方法

- ・FAXの場合 所属所の本人又は自宅を選択できます。
FAX番号を上記(1)でお知らせください。
- ・郵送の場合 所属所の本人あて送付します。

・貸付事業における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2. 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

〈提供時期〉
当組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき。

〈提供先〉
金融機関

〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付金を借受人の口座へ送金するため

〈提供される個人情報の内容〉
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）

〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

〈提供時期〉
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき。

〈提供先〉
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等。

〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため。

〈提供される個人情報の内容〉
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

〈提供時期〉
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）

〈提供先〉
損害保険ジャパン株式会社（共同取扱会社を含む）

〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

〈提供される個人情報の内容〉
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

〈提供の手段又は方法〉

帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※損害保険ジャパン株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

〈提供時期〉

○住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）

○保険金請求時又は事前査定時

○その他生命保険会社が必要と認める時期

〈提供先〉

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

〈提供先における個人情報の利用目的〉

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

〈提供される個人情報の内容〉

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

〈提供の手段又は方法〉

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

〈提供時期〉

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けの申込み時
(団体信用生命保険に加入する場合に限る)
- その他損害保険会社が必要と認める時期

〈提供先〉

明治安田損害保険株式会社(共同取扱会社を含む)

〈提供先における個人情報の利用目的〉

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

〈提供される個人情報の内容〉

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、生年月日等)
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

〈提供の手段又は方法〉

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp>)をご参照ください。

3. その他

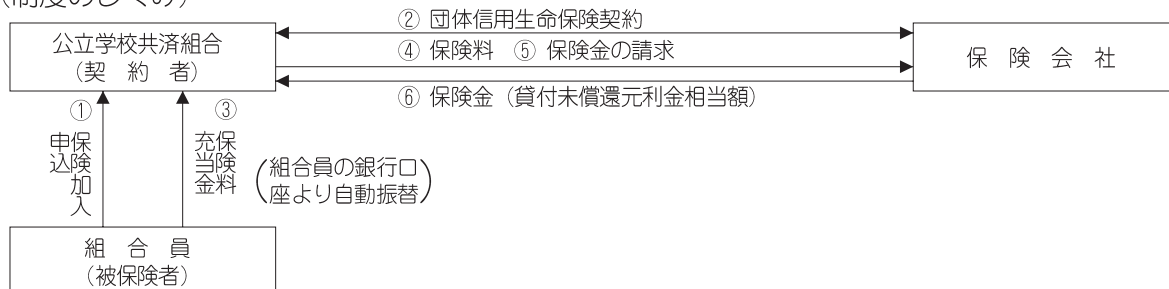
公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/>)をご覧ください。

・公立学校共済組合団体信用生命保険制度(団信制度)

1. 団 信

この制度は、共済組合から住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けを借り受けた組合員を被保険者とし、共済組合が契約者となって保険会社と契約し、借受人である組合員が償還期間中に死亡したり一定の障害状態になった場合、借受人に代わって保険会社が残存債務の一切を契約者(共済組合)に返済する仕組みです。

(制度のしくみ)



(1) 適用対象者

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けの借受人（一つの貸付けの貸付金額が50万円未満の場合は除く。）で、貸付けの申込時に団信適用の申出をした者又は中途加入をした者。（ただし、健康状態により適用とならないこともあります。）

(2) 申込手続

新規加入の場合は、貸付けの申込時に「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出してください。

中途加入の場合は、一年に一度、支部から所属所を通じて中途加入の募集を行いますので、その際に上記申込書を提出してください。

申込用紙は支部に請求してください。

(3) 保険料充当金の負担

借受人は、貸付金の未償還元金に基づいて、保険料充当金を負担します。（年に1回、指定口座からの自動振替です。）

2. 債務返済支援保険

この制度は団信の特約として実施する制度で、団信の適用を受けている借受人が、償還期間中に傷病（所定の精神障害を含む。）により就業できなくなった場合に、保険会社から加入者へ、貸付金の償還金相当額（平均返済額）を保険金として毎月（最長3年間）支払うものです。

(1) 適用対象者

団信適用の申出と同時に加入を申し出た者。（ただし、健康状態により適用とならないこともあります。）

なお、債務返済支援保険への加入は団信の申込時のみ可能です。新たに債務返済支援保険のみに加入することはできません。（団信のみ加入している者を含む。）

(2) 申込手続

団信適用の申出と同時に加入を申し出てください。

(3) 保険料充当金の負担

借受人は、毎月の償還額とボーナス償還額の年間合計額を12で除した平均返済月額額に基づいて、保険料充当金を負担します。（年に1回、指定口座からの自動振替です。）

3. 保険金が支払われる「一定の障害状態」について

団信適用日以後の傷害又は疾病を原因とする次の(1)又は(2)のいずれかの障害状態をいいます。

(1) 高度障害状態

下記8項目の身体障害状態のいずれかにあることをいいます。障害状態は所定の障害診断書の査定結果をもって判定します。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの。
- ② 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。
- ③ 中枢神経系又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。

(2) 障害特約に基づく障害状態

障害共済年金の障害の程度1級と認定された障害状態（具体的には下記10項目の身体障害状態のいずれかに該当した場合）をいいます。

- ① 両眼の視力の和が永続的に0.04以下のもの。
- ② 両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上のもの。

- ③ 両上肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの。
 - ⑤ 両上肢のすべての指の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
 - ⑥ 両下肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
 - ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を永続的に有するもの。
 - ⑧ 前各号が掲げるもののほか、身体の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
 - ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
 - ⑩ 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
- なお、この特約に係る保険料充当金について適用者の負担はありません。

4. 保険金が支払われない場合

- ① 適用申込時の「告知事項」に虚偽があった場合。
- ② 保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき。
- ③ 適用者の故意により死亡又は一定の障害状態になったとき。
- ④ 戦争その他の変乱により死亡した場合又は一定の障害状態になったとき。
- ⑤ 保障開始日より前に発生した障害や疾病を原因として一定の障害状態になったとき。

5. その他

団信制度に関する詳細については、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）にお問い合わせください。（☎0120-080-456）

・貸付保険制度

この制度は、共済組合が保険契約者及び被保険者となって損害保険会社と契約し、貸付けの借受人が債務を履行できなくなった場合に、その償還不能分を損害保険会社から保険金として受け取り、後日、借受人は損害保険会社へ返済を行うというものです。

組合員が貸付けを受ける際に、抵当権設定や連帯保証人の選任を行うという煩わしさを省いて組合員の利便を図るとともに、共済組合の債権の保全を強化することを目的としています。

保険料は共済組合が支払いますが、借受人は貸付金保険料充当金として保険料の一部を負担します。（貸付けを行う際に、貸付金保険料充当金率（年利0.06%）を加算しています。）